

預金保険制度について

預金保険制度は、万が一、金融機関が破綻した場合に預金者の保護や資金決済の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。信用金庫や日本国内に本店のある銀行などが、同制度の対象となります。

▶ 預金保険制度により守られる預金等の範囲について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護されます。定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険制度の対象預金のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等、および保護対象外預金につきましては、破綻した金融機関の財産の状況等に応じて支払われますので、一部カットされる場合があります。

預金保険制度の対象預金等と保護の範囲は下表の通りとなります。

預金保険制度の対象預金等と保護の範囲

預金等の分類		保護の範囲
預金保険制度の対象預金等	決済用預金 (※1)	当座預金・利息のつかない普通預金等 全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）等 (※2) 金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護 (※3)
預金保険制度の対象外預金等	外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の預金、他人名義の預金（借名預金）、金融債（募集債および保護預り契約が終了したもの）等	保護対象外 (※4)

(※1) 決済用預金は、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの要件を満たすものです。

(※2) このほか、納税準備預金、預金保険制度の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。

(※3) 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされる場合があります）。

(※4) 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされる場合があります）。

▶ お客様のお名前やご住所などのご確認にご協力ください

万が一、金融機関が破綻した場合、同一のご預金者の複数の預金口座は合算され、預金保険で保護される預金等の総額が算定されます。これを「名寄せ」といいます。

金融機関は、預金保険制度により保護されるご預金金額を迅速に確定し、円滑な預金等の払い戻しを行うため、日頃からご預金者のデータ整備をしておくことが義務付けられております。

つきましては、お客様のお名前、生年月日、住所（法人の場合は、名称、設立年月日、所在地）、電話番号等を、当金庫からご確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

また、引越しや結婚等によりお名前、ご住所、電話番号等が変更となった場合には、速やかに窓口にてお手続きをいたいただきますようお願いいたします。

預金保険制度について、詳しくはこちらをご覧ください

>>金融庁ホームページ「預金保険機構について」 <http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/>

>>預金保険機構ホームページ <http://www.dic.go.jp/>